

令和8年度外国人材適正雇用推進啓発資材作成等業務委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度外国人材適正雇用推進啓発資材作成等業務

2 事業の目的

県内への外国人材の受入れが進む一方で、外国人労働者の失踪や不法就労は増加傾向にあり、本県における2024年の不法就労者数は約3千5百人と、全国で最も多い状況にある。

今後も本県がより多くの外国人材から選ばれるためには、労働環境の改善や、法令に沿った適正な雇用を促進していくことが急務となっている。

このため、雇用主及び本県で就労している外国人労働者に対し、適正雇用に関する意識啓発を行うことにより、不法就労の防止を図る。

3 委託業務の内容

(1) 啓発資材の作成

下表のとおり啓発資材を作成すること。

	項目（画像はイメージ）	仕様	数量	納期限
ア	適正雇用啓発リーフレット 	A4/コート紙/90kg/両面 4c/ 4 ページ/二つ折り	10,000 部	R8. 5. 29
イ	適正雇用啓発ポスター 	A2/コート紙/93.5kg/片面 4c/ 四つ折り	1,000 枚	R8. 5. 29
ウ	適正雇用推進宣言制度チラシ （イメージは、イと同様）	A4/コート紙/90kg/両面 4c/ 50 部毎に仕切りを入れること	10,000 枚	R8. 5. 29

エ	<p>啓発ポスター (外国人労働者向け)</p> 	<p>A2/コート紙/93.5kg/片面4c/ 四つ折り/以下の言語と日本語 を併記したものを作成すること</p> <p>①ベトナム語 ②タイ語 ③インドネシア語 ④中国語(簡体字) ⑤クメール語</p>	1,500枚	R8.5.29
オ	<p>啓発チラシ (外国人労働者向け) (イメージは、エと同様)</p>	<p>A4/コート紙/90kg/両面4c/ 以下の言語のものをそれぞれ 作成すること</p> <p>①ベトナム語 ②タイ語 ③インドネシア語 ④中国語(簡体字) ⑤クメール語</p>	<p>①～③ 各 10,000枚 ④及び⑤ 各 5,000枚</p>	R8.5.29
カ	<p>のぼり旗(通常サイズ)</p> 	<p>サイズ: W600mm×H1,800mm/チ チ付き(横3つ、縦5つ)/ポ ール(2.4m・2段伸縮)及び注 水台(8L)を含む。/素材:テ トロンポンジ生地/印刷:イン クジェット・フルカラー/仕上 げ:四方ヒートカット加工を施 すこと。</p>	20個	R8.5.29
キ	<p>のぼり旗(卓上サイズ) (イメージは、カと同様)</p>	<p>サイズ: W100mm×H300mm/チ チ付き(横3つ、縦4つ)/ポ ール及び土台を含む。/素材:テ トロンポンジ生地/印刷:イン クジェット・フルカラー/仕上 げ:四方ヒートカット加工を施 すこと。</p>	2,000個	R8.5.29

ク	ポケットティッシュ  ※外袋のカードのイメージ	サイズ(外袋):W120mm×H80mm/ パルプ 100%/1 袋当たり 10 枚 (5 組)/外袋のカードポケット 内に外国人材の適正雇用を周 知する内容のカード(片面 4C・ コート紙・73mm×104mm)を入 れること。	3,000 個	R8.5.29
ケ	手提げ袋 	サイズ:A4(W230mm×H380mm)/ 透明/無延伸ポリプロピレンフ ィルム/厚さ0.05mm/外側片面 に以下の文言を印字するこ と。 不法就労者を 雇わない! 雇わせない! 見過ごさない! 茨城県 外国人材適正雇用推進宣言	3,000 袋	R8.5.29

- それぞれの構成及びデザインは、3（1）の各イメージ画像を参考として、受託事業者が行うこと（テキストは労働政策課から受託事業者へ提供）。ただし、3（1）カ及びキについては、労働政策課から提供する画像を用いて作成すること。
- 3（1）エ及びオについて、受託者は当該テキストを各国語に翻訳の上作成すること。
- それぞれのデザイン案を3案ずつ提示すること（3（1）カ及びキを除く。）。
- 校正を各2回以上行うこと。
- 3（1）ア～オについては、成果物のデータをPDF形式で納入すること。
- 本委託業務で作成したデザインデータの権利は茨城県に帰属するものとする。
- 納入先：茨城県産業戦略部労働政策課

(2)啓発資材の配布

3（1）エ及びオについては、以下のとおり配布すること。

- 作成した啓発資材を、納期限までに県内の監理団体、商工団体、市町村等約250箇所へ送付すること。
- 送付先については、労働政策課と協議の上決定すること。
- 送付をせずに残った啓発資材については、50部ずつ付箋又は紙を入れ、労働政策課にまとめて納入すること。

4 業務の適正な実施に関する事項

- 受託者は、労働基準法、労働関係調整法、最低賃金法その他関係法令を遵守すること。
- 個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他個人情報の保護に努めること。
- 受託者は、本業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。
- 県は、本業務の適正な執行に必要であるときは、受託者に対して状況を報告させ、又

は事業所に立ち入り、関係帳簿類、その他必要なものを検査、関係者への聞き取りを行う場合がある。また、必要であれば業務実施状況について、会議の場を設ける等報告を求めることができる。

- ・ 受託者は、必要な知識、技能を持った従者をもって業務実施にあたらせ、適切かつ円滑な業務の遂行のために、常に責任ある業務の遂行に必要な体制を整備すること。
- ・ 本業務についての連絡窓口は一本化し、県が求める場合は、速やかに対応を行える体制を整備すること。
- ・ 再委託を行う場合は、委託前に労働政策課と協議を行うこと。

5 その他

- ・ 業務の実施にあたっては、県と綿密な連絡を取り、その指示に従うこと。
- ・ 業務完了後においても、受託者の責による誤りが発見された場合は、速やかに訂正すること。
- ・ 本仕様書は、県と受託者が協議の上、必要に応じて改正することができる。また、当仕様書に定めのない事項については、随時協議するものとする。